

福井県報

第 59 号
令和元年
11月29日(金)
火・金曜日 発行
1月1,920円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

規 則

※建築士法施行細則の一部を改正する
規則(三三・建築住宅課)……………一

告 示

○有害な興行の指定(二二二・県民安
全課)……………二

○身体障害者福祉法に規定する医師の
指定の辞退(二二三・障がい福祉課
)……………二

○保安林の指定の予定(二二四・森づ
くり課)……………三

○保安林の指定の解除(二二五・同)……………三
※森林整備工事の請負契約に係る一般
競争入札または指名競争入札に参加
する者に必要な資格等の一部を改正
する告示(二二六・同)……………三

○都市計画の変更および関係図書縦
覧(二二七・都市計画課)……………三

○宅地建物取引業法違反に関する公開
の聴聞の開催(二二八・建築住宅課
)……………四

○道路の位置の指定(二二九・丹南土
木事務所)……………四

○福井県財務規則第五十六条の規定に
基づく指定代理納付者の指定(二二
〇・審査指導課)……………四

○県の財政事情および公営企業の業務

○農地を利用する権利の設定に関する
裁定の申請(中山間農業・畜産課)……………五

○土地改良区の役員の退任(坂井農林
総合事務所)……………六

○土地改良区の役員の退任(丹南農林
総合事務所)……………六

○土地改良区の役員の就任(同)……………六

○開発行為に関する工事の完了(都市
計画課)……………六

○開発行為に関する工事の完了(丹南
土木事務所)……………六

○政治団体の届出事項の異動に係る届
出(七八)……………六

○政治団体の解散の届出(七九)……………七

○資金管理団体の指定の取消しの届出
(八〇)……………七

○平成三十年分の政治団体の収支報告
書の要旨の公表(八一)……………八

※公職選挙法事務規程の一部を改正す
る告示(八二)……………八

○令和元年十一月五日福井県公告(土
地改良区の役員の退任)(嶺南振興
局)……………二

○令和元年十一月五日福井県公告(土
地改良区の役員の退任)(嶺南振興
局)……………二

○令和元年十一月五日福井県公告(土
地改良区の役員の退任)(嶺南振興
局)……………二

○令和元年十一月五日福井県公告(土
地改良区の役員の退任)(嶺南振興
局)……………二

○令和元年十一月五日福井県公告(土
地改良区の役員の退任)(嶺南振興
局)……………二

○令和元年十一月五日福井県公告(土
地改良区の役員の退任)(嶺南振興
局)……………二

○令和元年十一月五日福井県公告(土
地改良区の役員の退任)(嶺南振興
局)……………二

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則を
公布する。
令和元年十一月二十九日
福井県知事 杉本 達治

福井県規則第三十三号

建築士法施行細則の一部を改正する規
則

建築士法施行細則(昭和二十五年福井県規
則第九十九号)の一部を次のように改正する

第三条第一項中「戸籍謄本または戸籍抄本
および法第七条第二号に該当しない旨の登記
事項証明書(後見登記等)に関する法律(平成
十一年法律第五十二号)第十条第一項に規
定する登記事項証明書をいう。」を「本籍
の記載のある住民票の写し」に改める。

第八条第一項第一号中「書類」の下に「
法第八条の二第三号に掲げる場合を除く。」
を加え、同項第二号中「同条第三号」を「
法第八条の二第二号」に改め、同項に次の一
号を加える。

三 病名、障害の程度、病因、病後の経過
、治療の見込みその他参考となる所見を
記載した医師の診断書(法第八条の二第
三号に掲げる場合に限る。)

第八条第三項中「失踪」を「失踪」に改め
、同条第四項中「第八条の二第三号」を「第
八条の二第二号」に改め、「に係る部分に限
る。」の下に「もしくは第二項」を、「免
許を取り消された場合には」の下に、「当該
二級建築士または木造建築士(法第九条第二
項の規定により免許を取り消された場合にお
いては、当該二級建築士、木造建築士または
その法定代理人もしくは同居の親族)は」を

加える。
第九条第一項中「もしくは」の下に「第二
項または」を加える。
様式第一号を次のように改める。

加える。
第九条第一項中「もしくは」の下に「第二
項または」を加える。
様式第一号を次のように改める。

加える。
第九条第一項中「もしくは」の下に「第二
項または」を加える。
様式第一号を次のように改める。

加える。
第九条第一項中「もしくは」の下に「第二
項または」を加える。
様式第一号を次のように改める。

加える。
第九条第一項中「もしくは」の下に「第二
項または」を加える。
様式第一号を次のように改める。

加える。
第九条第一項中「もしくは」の下に「第二
項または」を加える。
様式第一号を次のように改める。

加える。
第九条第一項中「もしくは」の下に「第二
項または」を加える。
様式第一号を次のように改める。

加える。
第九条第一項中「もしくは」の下に「第二
項または」を加える。
様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

二級 建築士免許申請書
木造

建築士法第4条第2項(第3項)の規定により、木造 二級 建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添えて申請します。
私は、次の事項が真実で、かつ正確であることを誓います。

福井県知事 様

氏名

㊞

ふりがな 氏名	生年月日	年	月	日	写真 1 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名および撮影年月日を記入してください。 2 貼り付けた写真是免許証に転写されません。
本籍	性別	男	<input type="checkbox"/>	女	
現住所	〒 電話番号				
試験	二級建築士試験または木造建築士試験に合格した年	合格番号	第	年	号
	合格通知日付	合格番号	第	年	号

欠格事項	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。	ある	<input type="checkbox"/>	ない	<input type="checkbox"/>
	あるときはその罪および刑 あつた日	ある	<input type="checkbox"/>	年	月
	2 建築士法の規定に違反して、または建築物の建築に關し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。	ある	<input type="checkbox"/>	ない	<input type="checkbox"/>
	あるときはその罪および刑 あつた日	ある	<input type="checkbox"/>	年	月
	3 建築士法第9条第1項第4号または第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある	<input type="checkbox"/>	ない	<input type="checkbox"/>
あるときは、その日	ある	<input type="checkbox"/>	年	月	日
4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士または木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある	<input type="checkbox"/>	ない	<input type="checkbox"/>	
あるときは、その日	ある	<input type="checkbox"/>	年	月	日
5 精神の機能の障害により二級建築士または木造建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>	
業務の停止の処分を受けたときは、その停止期間	年	月	日から	日まで	

記入上の注意

1 ※欄は、記入しないこと。の中に入れて印を付けること。
2 □のある欄は、該当する者には、試験の欄に、その免許の名称、免許者名および免許の年月日を記入すること。

映画 二級 建築士免許申請書
木造
の規則は、令和元年十二月一日から施行
する。

知 照

福井県告示第212号

福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号)第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和元年11月29日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和元年11月21日

種別	題 名	制作会社、配給会社等名
映画	強がりカボナータ	横山組<オーピー映画>
映画	ひとり妻 熟れた旅路の果てに	竹洞組<オーピー映画>
映画	発情物語 幼馴染はヤリ盛り	竹洞組<オーピー映画>
映画	猥褻奇談 生娘の白い太股	深町組<新東宝映画>
映画	不実な女と官能詩人	クロックワークス <フランス>

福井県告示第213号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師がその指定を辞退したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和34年福井県規則第61号)第7条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年11月29日

福井県知事 杉本 達治

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	所在地	辞退日
内科	船野 健一	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月23-3	令和元年9月30日

福井県告示第214号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年11月29日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林予定森林の所在場所

- 福井市角原町46字菰谷2の11、2の12、49字大味坂13の1・13の6・13の7（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる

立木は、当該立木が存在する市町に属する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法

・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第215号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年11月29日

福井県知事 杉本 達治

1 解除保安林の所在場所

大飯郡高浜町和田104号東スカ21の34（以上について、次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県庁および高浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第216号

森林整備工事の請負契約に係る一般競争入札または指名競争入札に参加する者に必要な資格等（平成20年福井県告示第50号）の一部を改正し、令和2年2月20日から施行する。

令和元年11月29日

福井県知事 杉本 達治

2中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次のように加える。

(4) 林業労働力の確保に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第3項の規定により福井県の認定を受けている者

福井県告示第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を

更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年11月29日

福井県知事 杉本 達治

1 都市計画の種類

嶺北北部都市計画下水道 福井臨海特定
公共下水道

2 都市計画を定める土地の区域

福井臨海特定公共下水道に係る土地
追加する部分

坂井市三国町黒目、三国町米納津の各一部

3 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

福井県告示第218号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項および宅地建物取引業法第69条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、公開の聴聞を次のとおり開催するので、福井県聴聞および弁明の機会の付与に関する規則（平成6年福井県規則第46号）第16条第1項の規定に基づき公示する。

令和元年11月29日

福井県知事 杉本 達治

1 聴聞の件名

宅地建物取引業法違反に関する行政処分
2 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名、住所および免許番号

株式会社フエリアール

代表者 岡鼻 美規

あわら市春宮3-7-6

福井県知事（1）第1679号

3 予定される不利益処分の内容および根拠となる法令の条項

宅地建物取引業法第65条第1項の規定に基づく指示処分

4 聴聞の期日および場所

令和元年12月19日
午後1時30分から

福井県庁9階 901会議室

5 聴聞に関する事務を所管する組織の名称および所在地

福井県土木部建築住宅課
福井市大手3丁目17番1号

福井県告示第219号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月29日

福井県丹南土木事務所長 勝木

勘充

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名

越前市村国1丁目5番12号
協立株式会社

代表取締役 松原 正明

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置 (単位:メートル)	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
鯖江市下河端町409番		
2、410番11、410番14、410番15、410番16	6.0	76.40

福井県告示第220号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第111号）第56条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年11月29日

福井県知事 杉本 達治

1 指定代理納付者の名称および住所
PaYaPa株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定代理納付者に納付させる歳入

(1) 生活学習館
施設使用料

(2) ふくいの県民活動・ボランティアセンタ
ー

贈写手数料
(3) 福井県立恐竜博物館
観覧料

(4) 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館
観覧料（共通観覧券を除く。）、図録
販売料

(5) 福井県立美術館
観覧料、施設使用料、図録販売料

(6) 福井県立歴史博物館
観覧料、歴史博物館施設使用料、幾久
公園施設使用料、図録販売料

(7) 福井県立若狭歴史博物館
観覧料、施設使用料、グッズ販売収入
、図録販売料

(8) 福井運動公園
施設使用料

(9) 武道館
施設使用料

(10) 福井県年輪博物館
観覧料（共通観覧券を除く。）、グッズ

公 告

「福井県財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和23年福井県条例第16号）第2条第1項および地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定に基づき、県の財政事情および公営企業の業務状況を別冊のとおり公表する。

令和元年11月29日

福井県知事 杉本 達治

「別冊」は省略し、福井県総務部情報公開・法制課県政情報センター、財政課および会計局会計課若狭会計室に備え置き、一般の縦覧に供する。

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、福井県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関して、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月29日

福井県知事 杉本 達治

1 申請に係る農地の所在等

所在および地番	地目	面積 (㎡)
大野市今井7字27	田	2,808
大野市今井7字33	田	3,011
大野市今井7字34	田	2,979
大野市今井7字35	田	2,995
大野市今井7字36	田	4,094
大野市今井11字27	田	1,068
大野市今井11字28	田	1,102

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第32条第1項第1号に規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ

又販売料、図録販売料、施設等使用料

(11) 福井県里山里海湖研究所

体験講座等参加時の材料費、保険代

(12) 福井県自然保護センター

体験講座等参加時の材料費、保険代、施設等使用料

(13) 福井県海浜自然センター

体験講座等参加時の材料費、保険代、施設等使用料

(14) 福井県工業技術センター

施設設備等使用料、試験手数料

(15) 園芸体験施設

体験料、施設使用料

(16) ふくい農業ビジネスセンター

施設使用料

(17) 総合グリーンセンター

施設設備等使用料

(18) 臨海中央公園

施設使用料

(19) 福井県立奥越高原青少年自然の家

施設使用料、主催事業参加費

(20) 福井県立芦原青年の家

施設使用料、主催事業参加費

(21) 福井県立鯖江青年の家

施設使用料、主催事業参加費

(22) 福井県立三方青年の家

施設使用料、主催事業参加費

(23) 福井県文書館

施設・設備使用料、複写手数料

(24) 福井県ふるさと文学館

図録販売料

(25) 福井県立こども歴史文化館

図書販売料

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和元年12月20日から令和2年3月

31日まで

、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の詳細

裁定手続後に、福井県農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 申請者の希望する権利の始期等

農地を利用する権利の始期	存続期間	賃借に相当する補償金の額 (円)
令和2年3月31日	20年	18,057

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和元年12月13日

(2) 提出先

福井県農林水産部中山間農業・畜産課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）
イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容
ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
オ 意見の趣旨およびその理由
カ その他参考となるべき事項

6 福井県農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業をいう。

選挙管理委員会公告

福井県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年11月29日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月29日

福井県知事 杉本 達治

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

越前市芝原5丁目14字小清水22番2、32番、33番、34番、35番1、35番2および36番1ならびに15字三庄木2番9、6番4、9番1、9番3、10番、11番1、12番、13番、14番、15番、16番、17番2、17番3、18番、19番、20番1、20番2、21番1、21番2、22番、23番1および23番2

2 開発許可を受けた者の住所および氏名

越前市東千福町25番30号

西部開発

代表 中屋 敬三

都市計画法（昭和43年法律第100号）

第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年11月29日

福井県丹南土木事務所長 勝木 勘充

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

丹生郡越前町江波63字深田59番、60番、61番、62番1、62番2、63番および81番の一部

2 開発許可を受けた者の住所および氏名

坂井市丸岡町下久米田38字33番

ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

）が行われることがある。機構関連事業の留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の公告の日から15年以上あるものである。

芦原土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和元年11月3日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和元年11月29日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理事 奥野 實 あわら市二面21-11

今庄土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和元年10月21日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和元年11月29日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理事 松田 泰博 南越前町湯尾44-13

山口 博幸 南越前町湯尾77-12
赤坂 伸二 南越前町八乙女18-10
八田 孫嗣郎 南越前町燈23-8
藤原 慎 南越前町長沢25-21
石山 正明 南越前町馬上免15-14
坂下 正晴 南越前町古木2-41
西嶋 久夫 南越前町小倉谷13-49
伊藤 求 南越前町瀬戸70-3
中村 忠郎 南越前町新道5-16
坂口 元治 南越前町二ツ屋38-2
田野中 實 南越前町合波25-102

山崎 将夫 南越前町孫谷29-15
赤澤 勇 南越前町八飯30-14
野村 正和 南越前町広野6-10
監事 山口 重滋 南越前町形谷71-5
橋本 英樹 南越前町形谷19-4
奥田 東茂二 南越前町宇津尾24-17

今庄土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和元年10月21日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和元年11月29日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理事 山口 博幸 南越前町湯尾77-12

松浦 幸雄 南越前町湯尾55-6
赤坂 伸二 南越前町八乙女18-10
八田 峰男 南越前町燈24-11
喜村 喜代治 南越前町久喜11-7
石山 正明 南越前町馬上免15-14
辻 武雄 南越前町古木14-14
細川 泰司 南越前町小倉谷20-24
岡本 君男 南越前町瀬戸31-18
井上 重治 南越前町南今庄57-130-5
中村 忠郎 南越前町新道5-16
小不動 勝史 南越前町合波30-12
中澤 幸三 南越前町孫谷29-11
山腰 吉二 南越前町橋立12-3
藤原 堅 南越前町宇津尾40-9
監事 城野 庄一 南越前町湯尾89-5
橋本 英樹 南越前町形谷19-4
藤井 達男 南越前町八飯24-11

都市計画法（昭和43年法律第100号）
第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和元年10月1日	自由民主党福井県第一選挙区支部	稲田 朋美	主たる事務所所在地	福井市手寄1-9-20	福井市大手3-7-10 織協ビル605号
令和元年10月1日	自由民主党福井市支部	稲田 朋美	主たる事務所所在地	福井市手寄1-9-20	福井市大手3-7-10 織協ビル605号
令和元年10月1日	稲田朋美後援会連合会	八木 誠一郎	主たる事務所所在地	福井市手寄1-9-20	福井市大手3-7-10 織協ビル605号
令和元年10月1日	稲田朋美地区後援会	桶師 幸恵	主たる事務所所在地	福井市手寄1-9-20	福井市大手3-7-10 織協ビル605号
令和元年10月1日	女性部会	桶師 幸恵	主たる事務所所在地	福井市手寄1-9-20	福井市大手3-7-10 織協ビル605号
令和元年10月1日	積善会	山田 芳也	主たる事務所所在地	福井市手寄1-9-20	福井市大手3-7-10 織協ビル605号
令和元年11月5日	黒川浩一後援会	野坂 正義	主たる事務所所在地	福井市高木中央2-30	福井市成和1-1120

福井県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年11月29日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
平成31年4月30日	稲田朋美一乗地区後援会	田中 樹也

福井県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年11月29日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
西川 一誠	福井を元気に、新しい福井をつくる会	令和元年10月28日

福井県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定により、平成30年分の政治団体の収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

令和元年11月29日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

福井県選挙管理委員会告示第八十二号

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年11月29日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務規程（昭和二十九年福井県選挙管理委員会告示第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第三号の表特別養護老人ホーム和上苑の項を削る。

附則

この告示は、令和元年十一月二十九日から施行する。

公安委員会規則

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年十一月二十九日

福井県公安委員会

委員長 野口 正人

福井県公安委員会規則第三号

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福井県道路交通法施行細則（昭和四十三年福井県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の第二項第四号キ（オ）中「車いす」を「車椅子」に改める。

第二十四条中「第百四条の四第五項」の下に「（法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第三十条を次のように改める。

（免許証更新申請書等の写真添付の省略）

第三十条 次に掲げる場合には、申請用写真の添付を要しない。

一 法第九十四条第二項の規定による免許証の再交付の申請をする場合で、当該申請に係る免許証の添付があるとき。

二 法第百一条第一項の規定による免許証の更新の申請をするとき。

三 法第百一条の二第一項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請をするとき。

四 法第百四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請をする場合で、同項後段の規定による申出をするとき。

五 法第百四条の四第五項の規定による運転経歴証明書の交付の申請（法第百五条第二項において読み替えて準用する場合を除く。）をする場合で、運転経歴証明書即日交付するとき。

六 内閣府令第三十条の十三第一項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請をする場合で、当該申請に係る運転経歴証明書が添付があるとき。

第四十八条第一項中「工業標準化法」を「

産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第四号の二、様式第五号の二、様式第六号の二および様式第七号の二の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第八号の二を次のように改める。

様式第8号の2(第12条の2関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※登録年月日	年 月 日
※登録番号	

登録申請書
 放置車両確認事務法人 登録更新

年 月 日

福井県公安委員会 様

主たる事務所の所在地
 名 称
 代 表 者 の 氏 名

⑩

第2項の規定により登録
 道路交通法第51条の8 第7項の規定において準用する同条第2項の規定により登録更新
 の申請をします。

(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所の所在地	電話 () -
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 一般財団法人 4 一般社団法人 5 その他 ()
(ふりがな) 代表者氏名	

手数料 (証紙貼付欄)		
----------------	--	--

※ [法人関係] <input type="checkbox"/> 定款等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の名および住所を記載した名簿 <input type="checkbox"/> 資格事由に該当しない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 駐車監視員資格証の写し(2名以上) <input type="checkbox"/> 事務所に係る資料	※ [各役員関係] <input type="checkbox"/> 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。) <input type="checkbox"/> 診断書
--	--

注 ※印欄には記載しないこと。

様式第八号の三(裏中)を次のように改める。

- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 様式第八号の三(裏)⑥中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。
 様式第八号の六を次のように改める。

様式第8号の6 (第12条の2関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	年 月 日
※交付年月日	年 月 日
※資格者証番号	男

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

福井県公安委員会 様
申請者の氏名 (印)

本籍	都道府県	
住所	〒 — (自宅・携帯)	
電話	() () —	
申請者 (おりがな)	性 別	男・女
氏名	年 月 日 生	別
生年月日	年 月 日	別
勤務先その他の連絡先	電 話	() () —
写真	(縦3.0cm × 横2.4cm)	
証明番号	年 月 日	
交付年月日	年 月 日	

手数料 (証紙貼付欄)		
添付書類	<input type="checkbox"/> 修了証明書または認定書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し (住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第7条第5号に掲げる事項 (外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等) が記載されたものに限る。) <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 写真2枚 (うち1枚を申請書に貼り付けること。) <input type="checkbox"/> 写真2枚 (うち1枚を申請書に貼り付けること。) <input type="checkbox"/> ※印欄には、記載しないこと。 <input type="checkbox"/> 2 写真は、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。	

様式第十四号の二を次のように改める。

様式第14号の2 (第24条関係)

年 月 日

運転経歴証明書交付申請書

福井県公安委員会 様

写真貼付欄
規格
・6か月以内
・無帽
・正面
・三分身
・無背景
縦3.0cm × 横2.4cm

処理区分	資料区分	性別	男	女	電話番号	() () —
ふりがな		1	2			
氏名						
生年月日						
住所						
免許証番号						
申請(登録)年月日						
登録番号						
申請取消または失効年月日						
受付場所	同時照会の有無	有	1	無	2	

※ 申請者は本様式の外記入してください

様式第十四号の五を次のように改める。

様式第14号の5(第24条の3関係)

運転経歴証明書再交付申請書

福井県公安委員会 様

年 月 日

写真貼付欄
 規格 ・6か月以内
 ・横顔
 ・正面
 ・上三分身
 ・無髭鬚
 縦3.0cm×横2.4cm

資料区分	再交付	同時処理	処理区分	区分			性別
				1	2	3	
生年月日	年 月 日 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>						
運転経歴証明書の番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>						
登録年月日 番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	年 <input type="text"/> <input type="text"/>	月 <input type="text"/> <input type="text"/>	日 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	交付年月日 年 月 日		
再交付をする理由	交付年月日 年 月 日						
ふりがな	氏 名 氏 名						
記載事項変更	住所						
警察署コード	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			同時照会の有無	有 無 1 2		

様式第三十七号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十二月一日から施行する。ただし、様式第八号の二、様式第八号の三および様式第八号の六の改正規定は、同月十四日から施行する。

正 誤

令和元年11月5日福井県公告(土地改良区の役員の内任)

ページ	誤	正
4	1 34 監 事 一瀬 敬嗣 高浜町日置36-2 3 2 〃 寺上 郁夫 高浜町蘭部52-19	〃 一瀬 敬嗣 高浜町日置36-2 監 事 寺上 郁夫 高浜町蘭部52-19

令和元年十一月二十九日印
令和元年十一月二十九日発

刷 行

発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県
印刷人 千九一〇〇〇一七 福井県福井市文京一丁目十九一二十 高桑印刷(株)

☎ 六三三二番